第５８回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事　項　書

令和４年３月 30 日（水）
10 時 00 分～10 時 20 分
３階 プレゼンテーションルーム

１　新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

２　「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.15」について

３　各部からの報告事項

第58回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議（3月30日）座席表

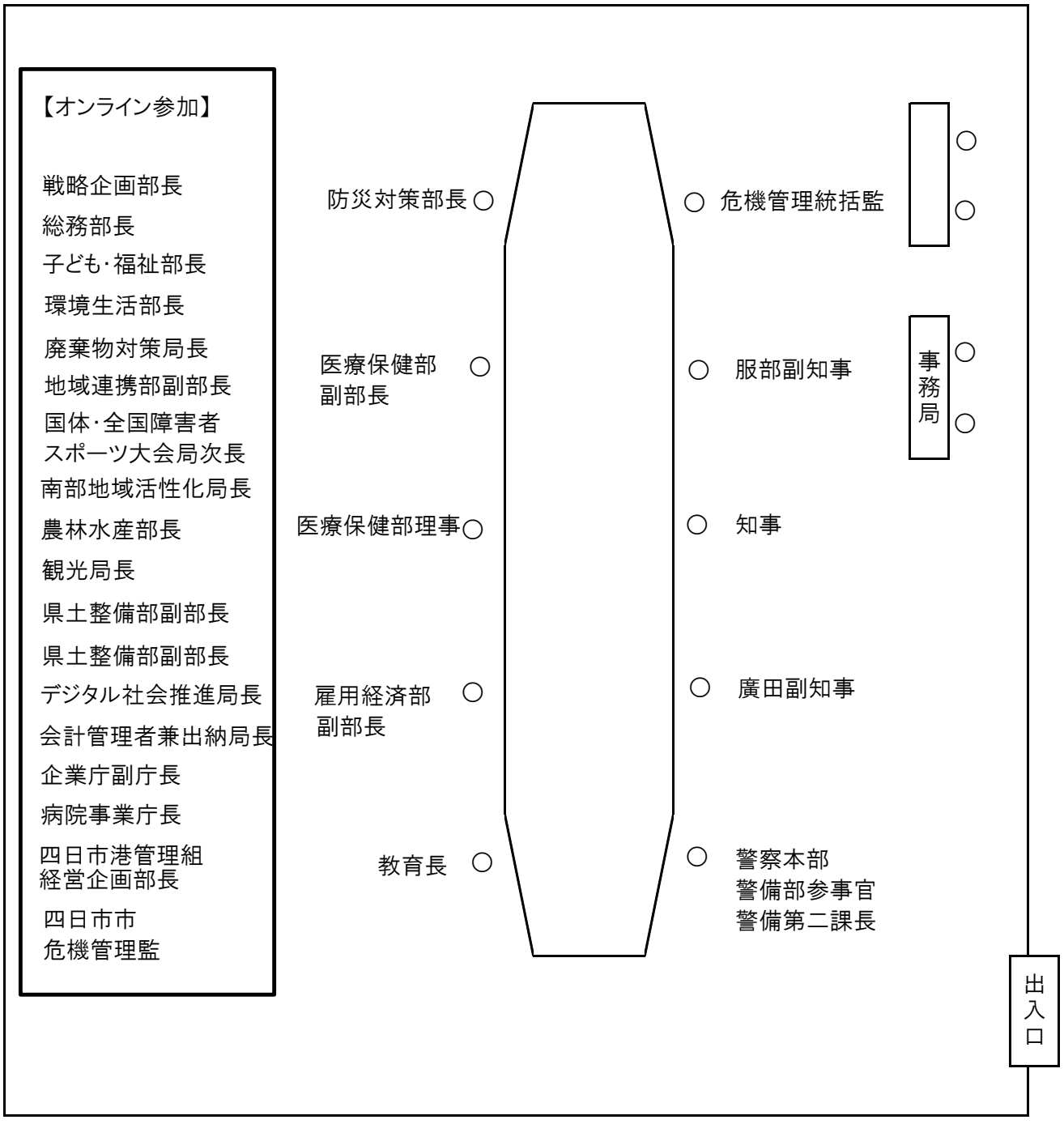

資料１

新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

県内患者発生状況（n＝54,364、R4.3.29時点）

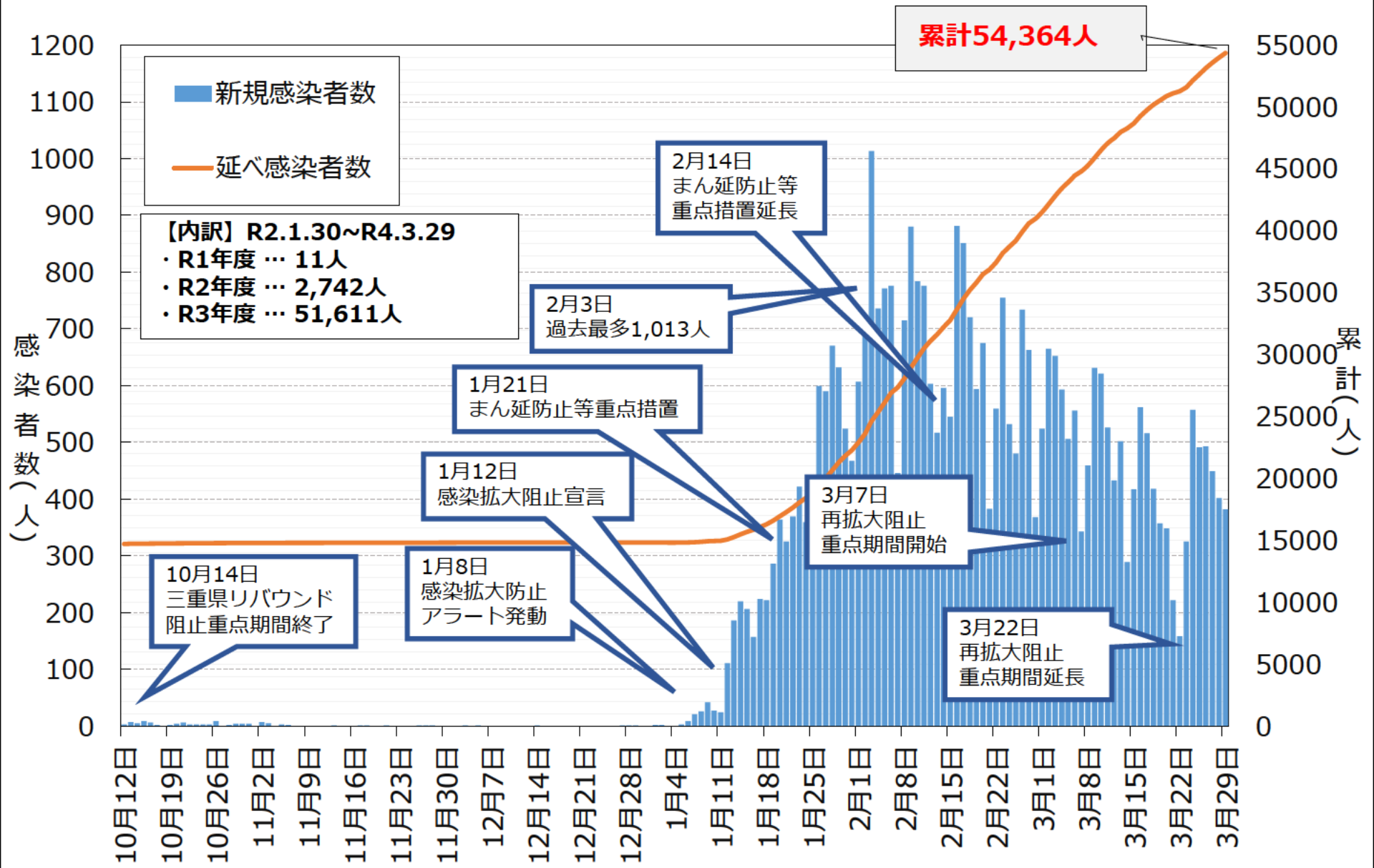

新規感染者数及び前週同曜日比の推移

上段：新規感染者数
下段：前週同曜日比
※前週同曜日比増は、セル着色

	日	月	火	水	木	金	土	
1月	30	31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	週合計
	524 人 (1.24)	467 人 (1.30)	607 人 (1.59)	717 人 (1.20)	1013 人 (1.72)	736 人 (1.10)	771 人 (1.22)	4835 人 (1.32)
2月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	776 人 (1.48)	446 人 (0.96)	715 人 (1.18)	880 人 (1.23)	784 人 (0.77)	776 人 (1.05)	603 人 (0.78)	4980 人 (1.03)
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	517 人 (0.67)	596 人 (1.34)	545 人 (0.76)	881 人 (1.00)	851 人 (1.09)	720 人 (0.93)	594 人 (0.99)	4704 人 (0.94)
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	675 人 (1.31)	383 人 (0.64)	559 人 (1.03)	755 人 (0.86)	532 人 (0.63)	480 人 (0.67)	734 人 (1.24)	4118 人 (0.88)
	27	28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	週合計
	663 人 (0.98)	368 人 (0.96)	524 人 (0.94)	665 人 (0.88)	652 人 (1.23)	593 人 (1.24)	506 人 (0.69)	3971 人 (0.96)
3月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	556 (0.84)	343 (0.93)	459 (0.88)	631 (0.95)	621 (0.95)	526 (0.89)	433 人 (0.86)	3569 人 (0.90)
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	502 (0.90)	289 (0.84)	417 (0.91)	562 (0.89)	516 (0.83)	418 (0.79)	357 人 (0.82)	3061 人 (0.86)
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	348 (0.69)	222 (0.77)	158 (0.38)	325 (0.58)	557 (1.08)	491 (1.17)	493 人 (1.38)	2594 人 (0.85)
	27	28	29	30				
	449 (1.29)	402 (1.81)	382 (2.42)	(0.00)				

直近1週間(R4.3.23～3.29)
- **人口10万人あたり新規感染者数：175.1人**
- **先週１週間との比較：1.20倍**

※直近１週間の新規感染者数合計：2,581人
先週１週間の新規感染者数合計：3,099人

県内患者発生状況（ n＝54,364、R4.3.29時点）

◆直近１週間の人口10万人あたりの新規感染者は175.1人で、直近では増加傾向

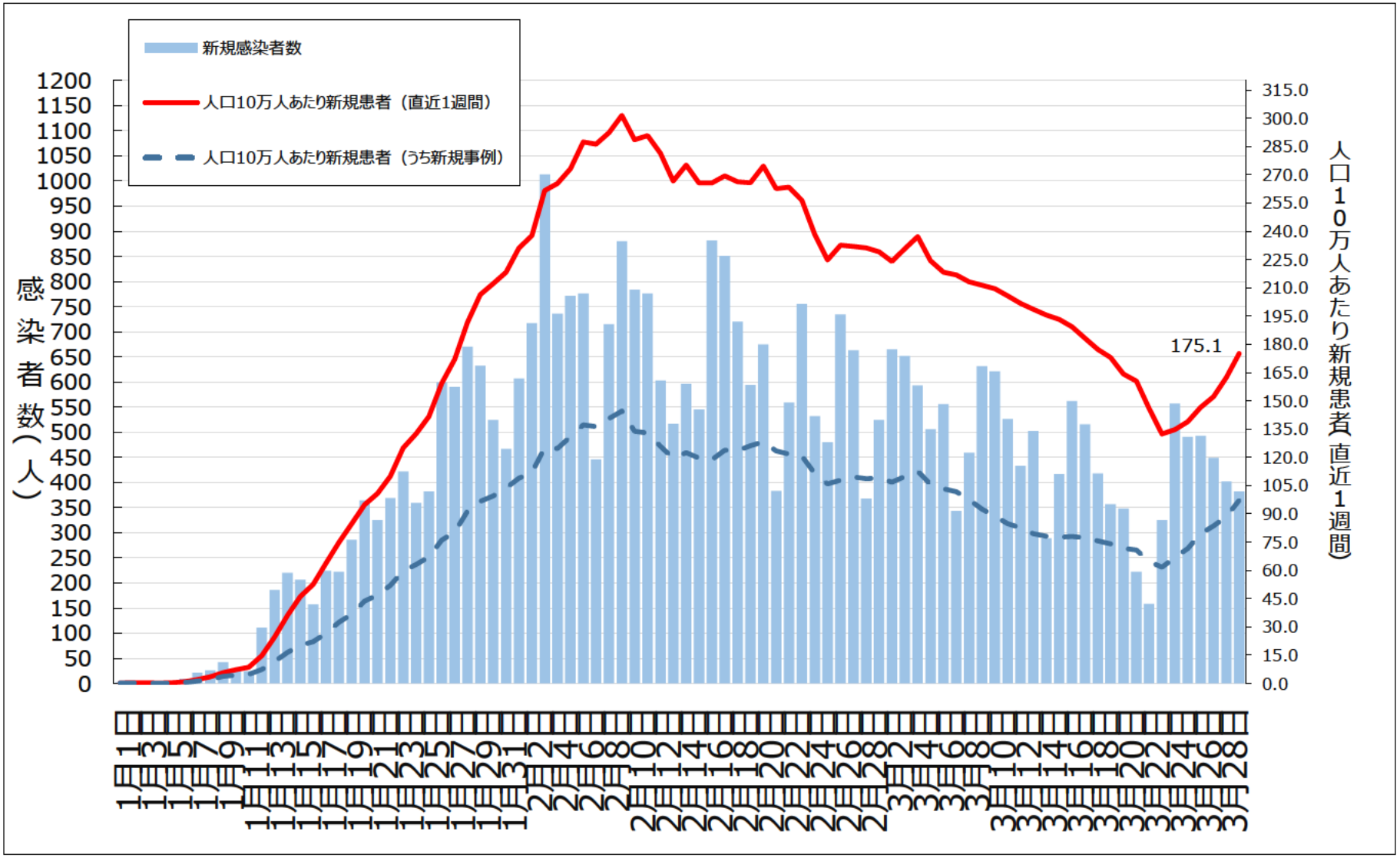

医療圏別患者発生状況

R4.3.29時点

- **北勢地域**において患者数は**多め**
- **全地域**とも患者数は減少傾向にあったが、**直近では増加**

人口10万人当たりの新規患者数（直近1週間）

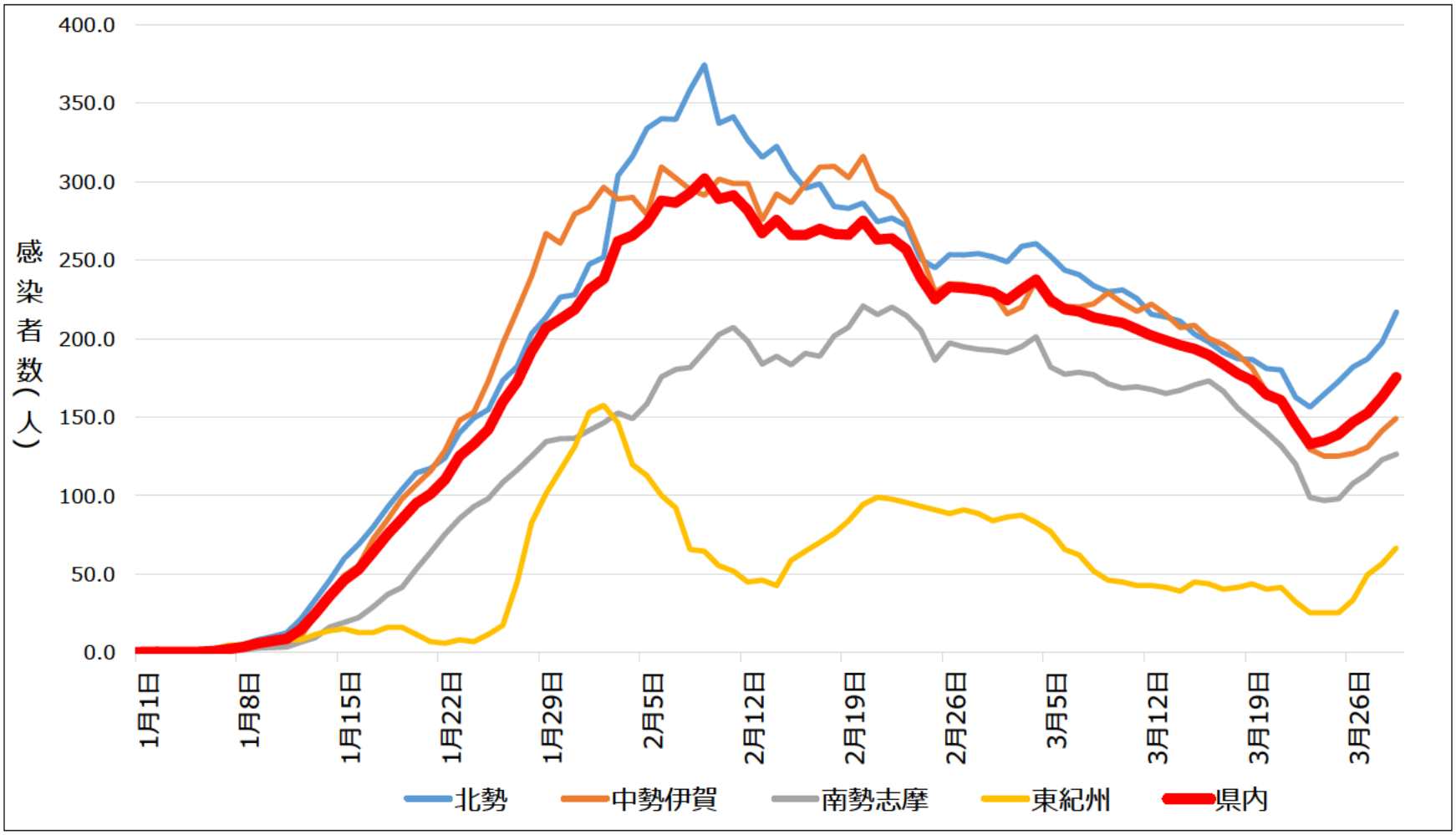

年齢別患者発生状況

集計期間：直近13週 R4.1.1~R4.3.29

※ 再陽性事例・非公表分を除く

- **20歳未満の割合が最も高く、33%**
- **60歳以上の割合は11%で減少傾向にあったが、直近では増加**

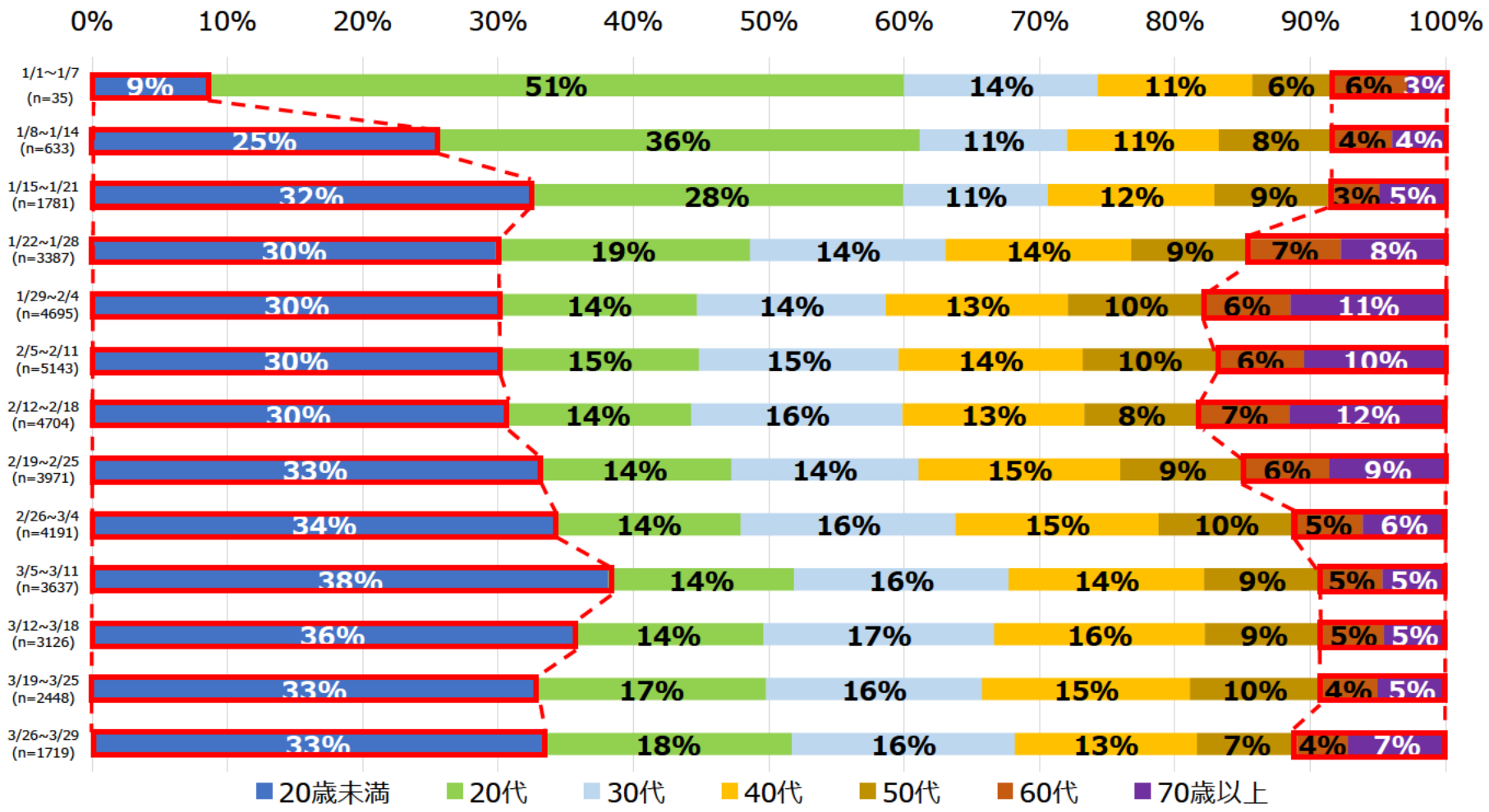

県内外別感染経路

集計期間：直近13週 R4.1.1~R4.3.29

◆ **県外由来の割合が、直近週では7%に増加**

※経路不明・再陽性事例を除く

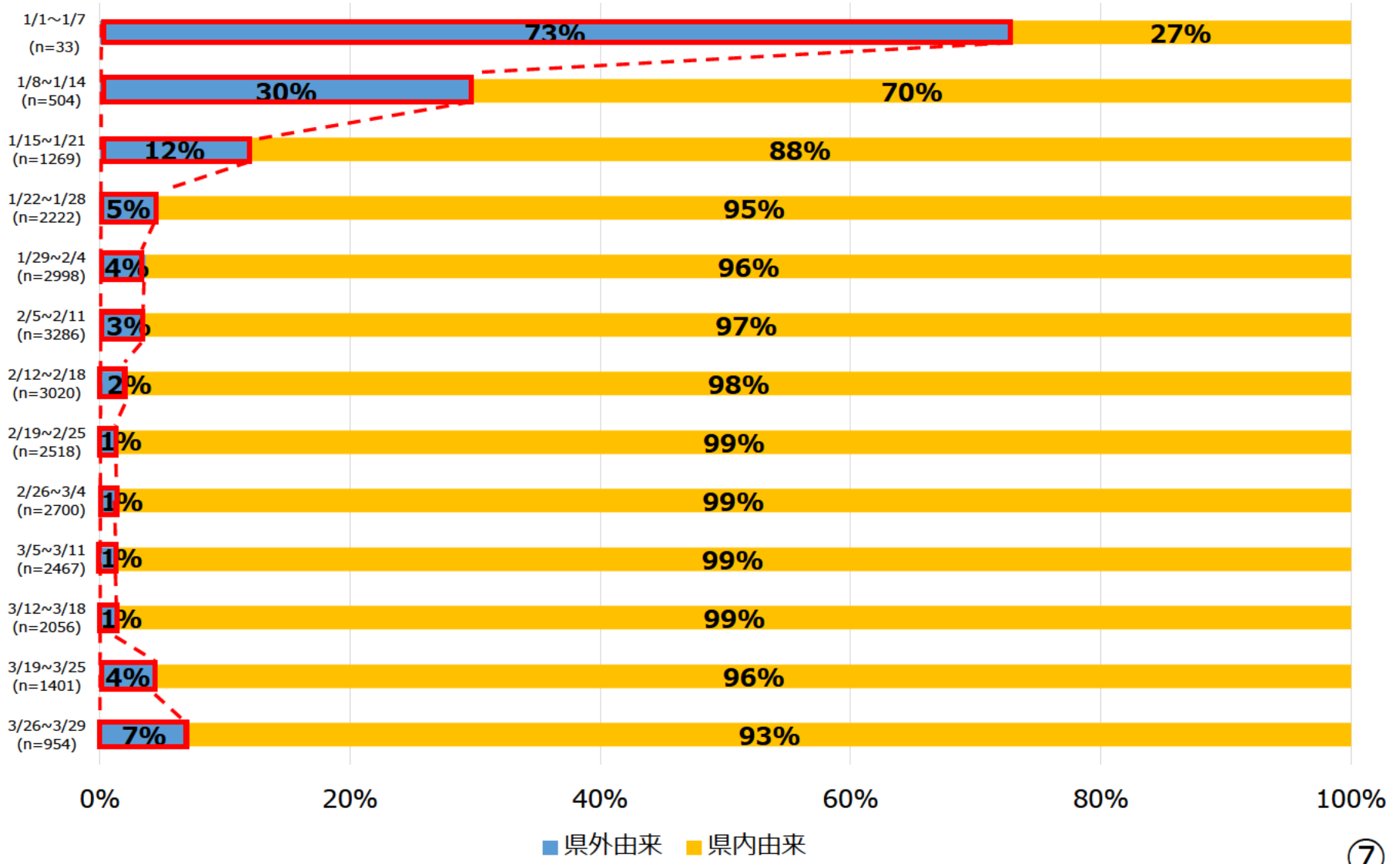

感染経路別患者発生状況

集計期間：直近13週 R4.1.1~R4.3.29

◆ **家族内感染の割合が約6割を占める**

◆ **直近週では、友人、飲食店、高齢者施設で増加**

※経路不明・再陽性事例を除く

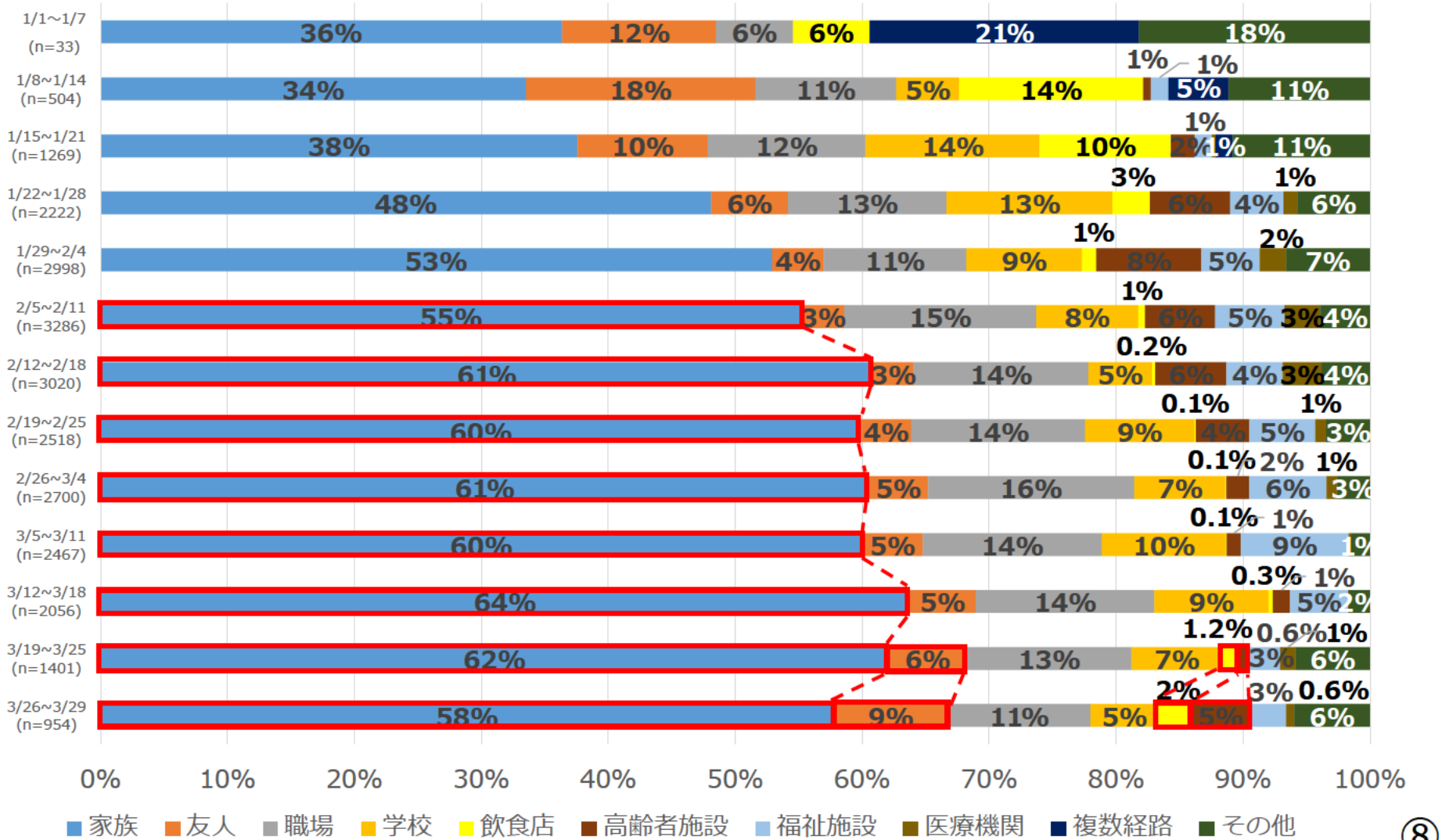

クラスターの状況

集計期間：R4.1.1～R4.3.29

◆1月以降のクラスター認定件数は34件
（学校4件,高齢者施設15件,医療機関6件,事業所6件,友人・家族・親族1件,福祉施設2件）
◆高齢者施設の内訳：特別養護老人ホーム4件、有料老人ホーム4件
サービス付き高齢者向け住宅2件、養護老人ホーム1件
通所介護施設1件、グループホーム1件、施設種別非公表2件

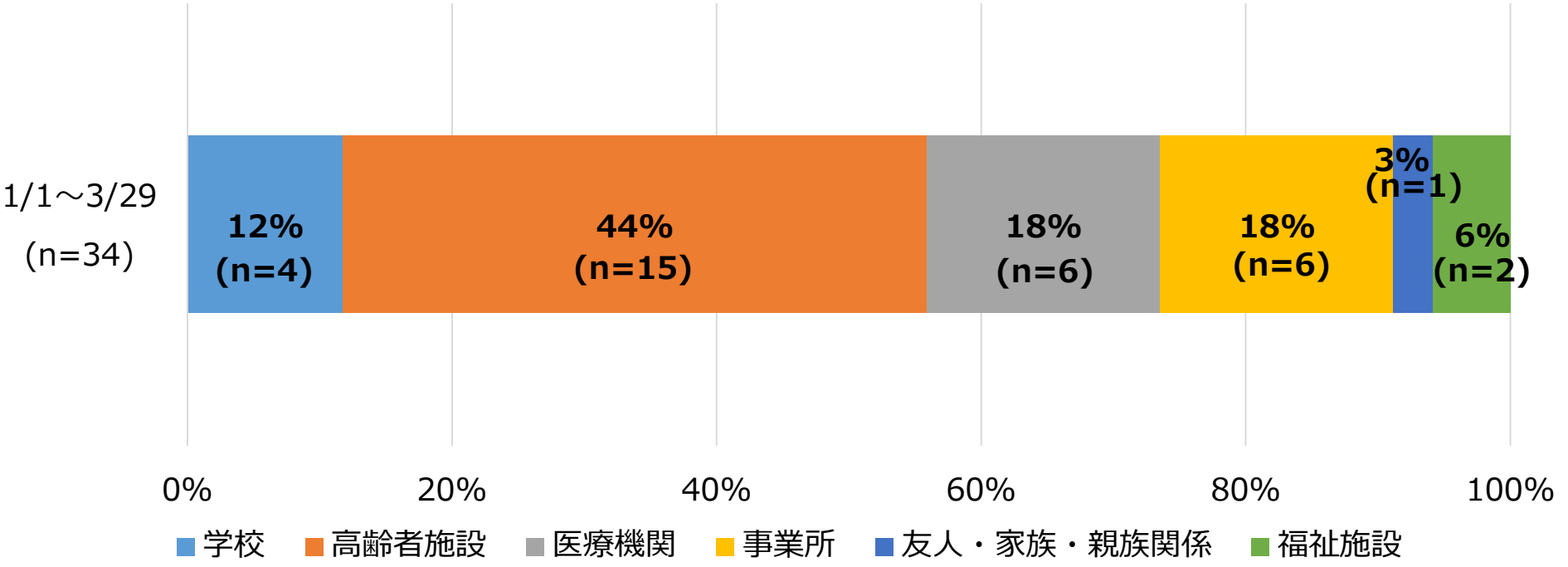

感染者全体に占めるワクチン接種歴の状況

集計期間：R4.1.1~R4.3.29

◆ 感染者全体（接種歴不明含む）のうち、ワクチン接種歴のない方は36.2%

◆ ワクチン2回接種後に感染した方は、感染者全体の52.8%

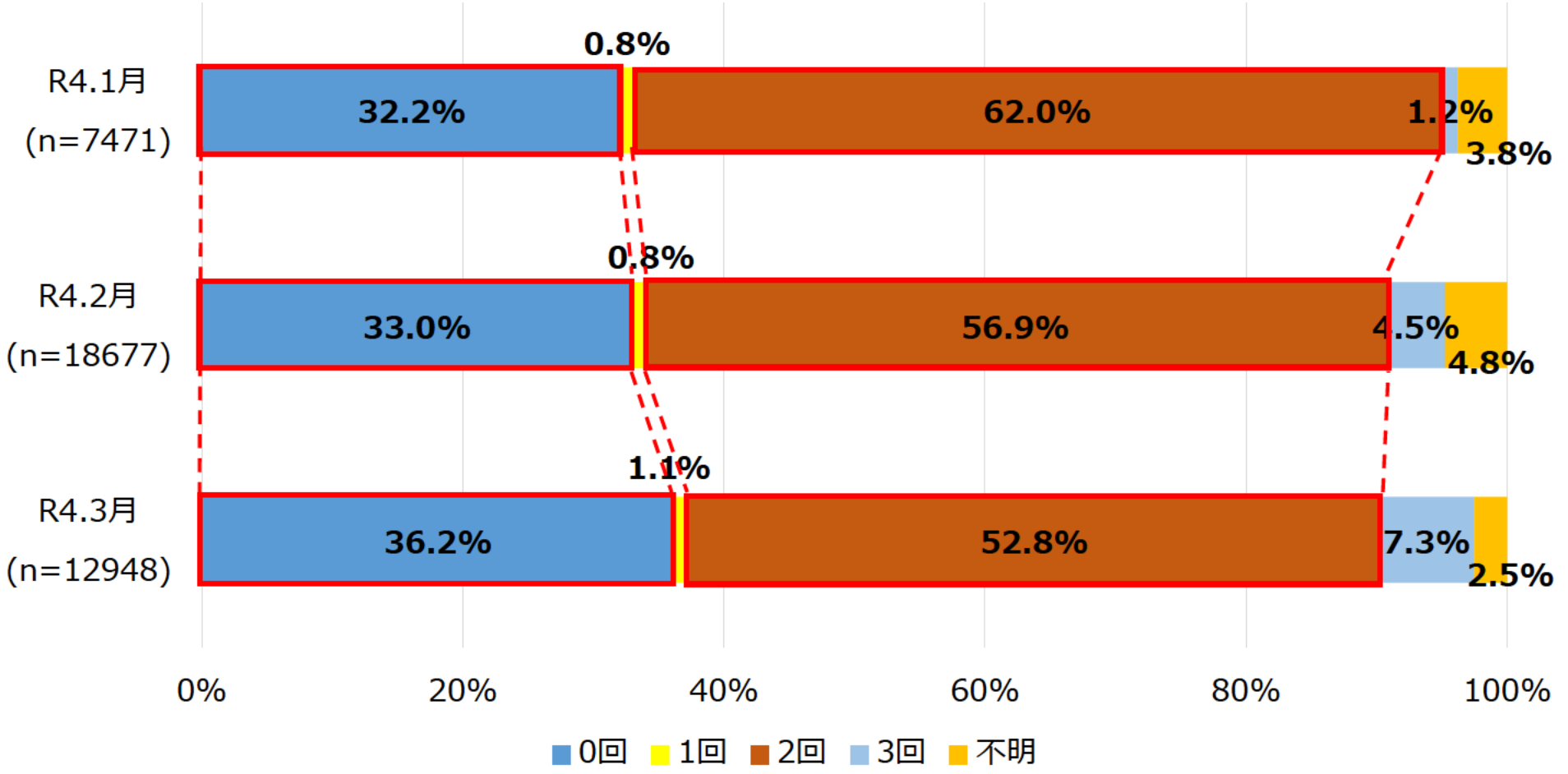

全国と三重県におけるワクチン接種率の推移

令和４年３月28日までのVRS入力実績に基づく

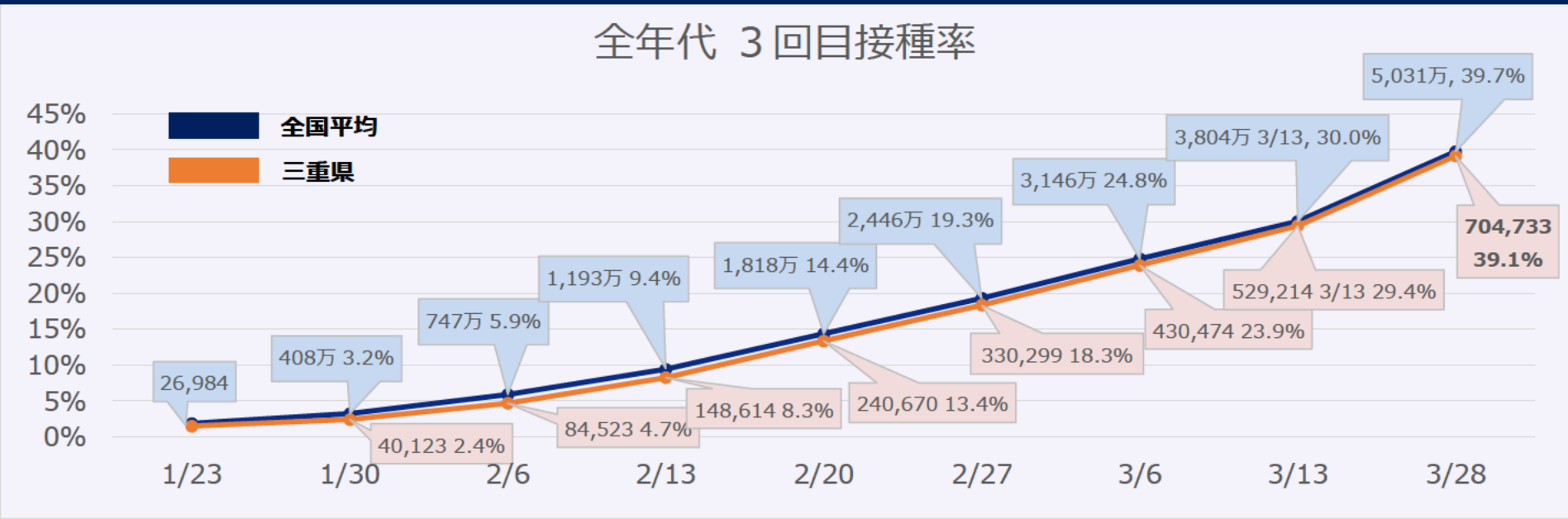

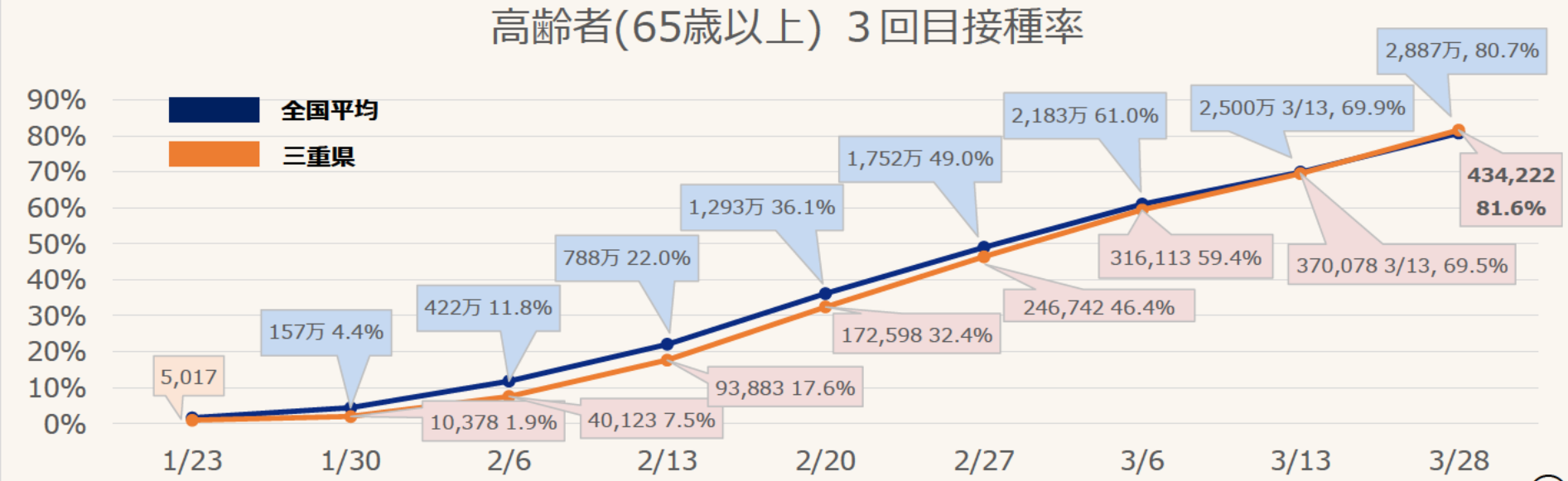

入院等の状況

R4.3.29時点

◆ **全療養者数は3,394名**
（入院：136名，宿泊療養：141名，自宅療養3,117名，入院等調整中：0名）

◆ **病床使用率は26.0%、 重症者用病床使用率は11.5%(重症者6名)、宿泊療養施設利用率は21.2%**

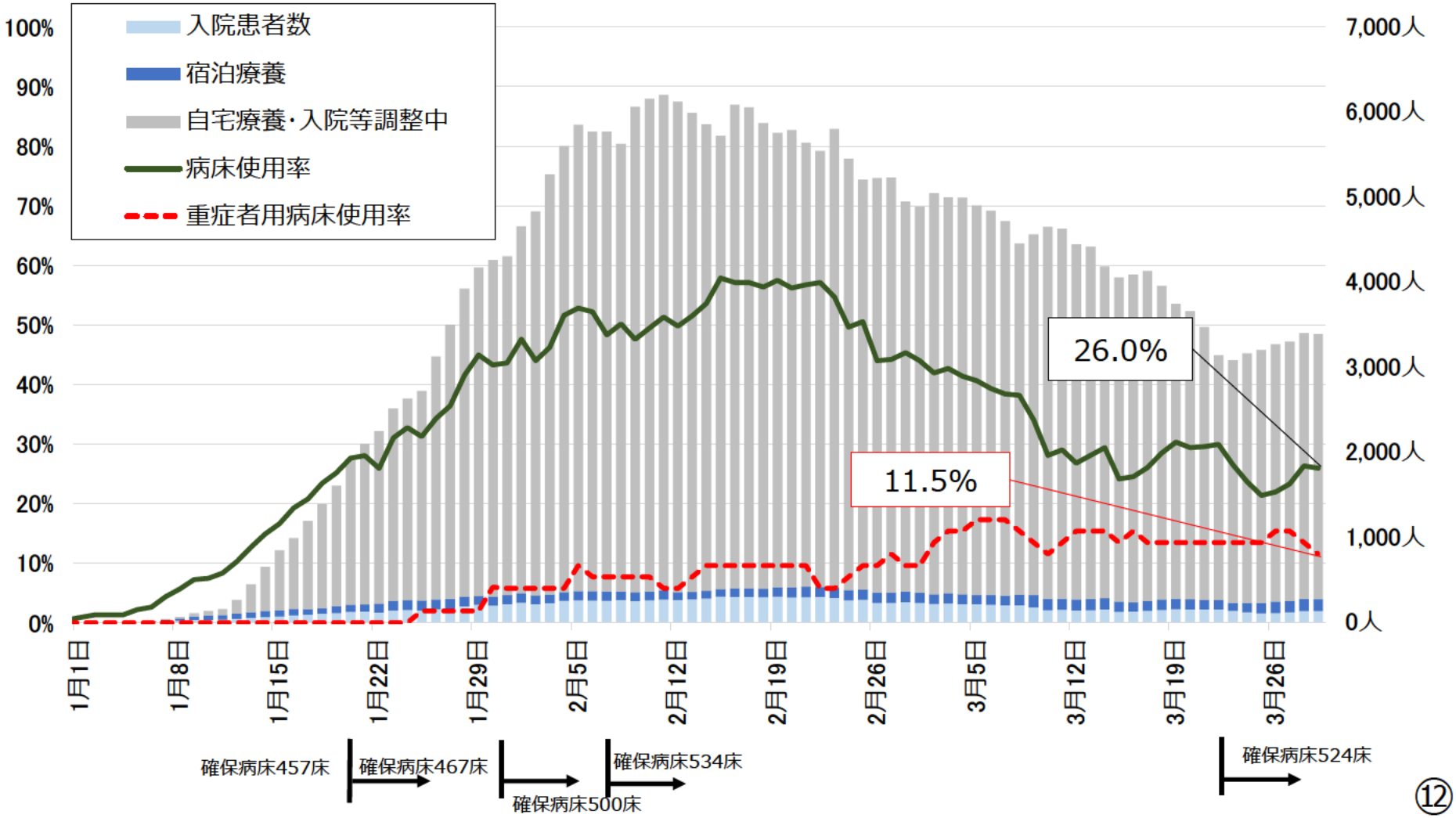

年齢構成別入院患者の状況（n＝136、R4.3.29時点）

◆**高齢者（60歳以上）**は全体の**約7割**を占めている
◆入院患者のうち、**重症患者6名**、**中等症患者79名**
（全体に占める**中等症以上の患者**の割合は**約6割**を占めている）

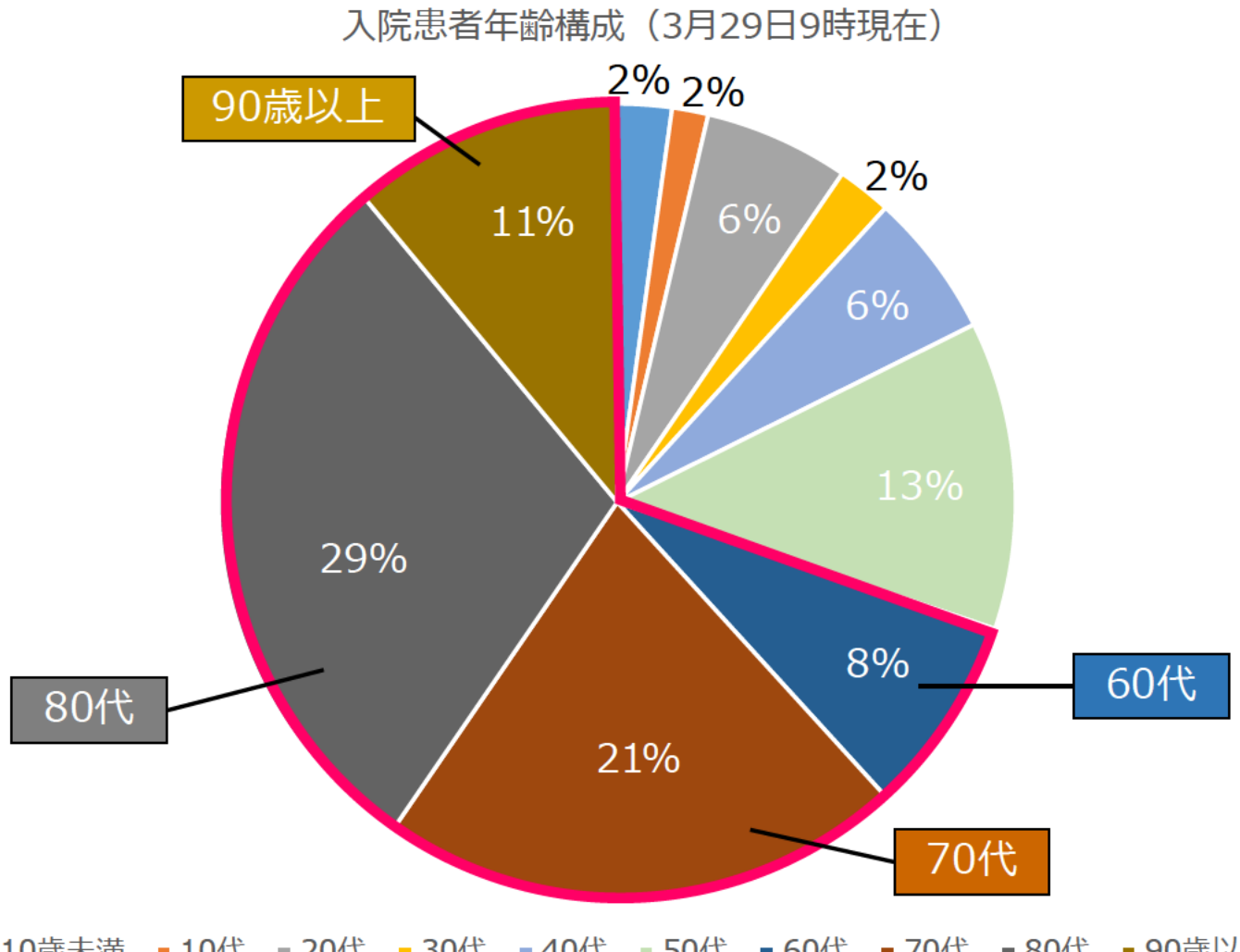

年齢構成別入院患者の状況

集計期間：R4.2.15～R4.3.29

◆高齢者（60歳以上）の割合は減少傾向

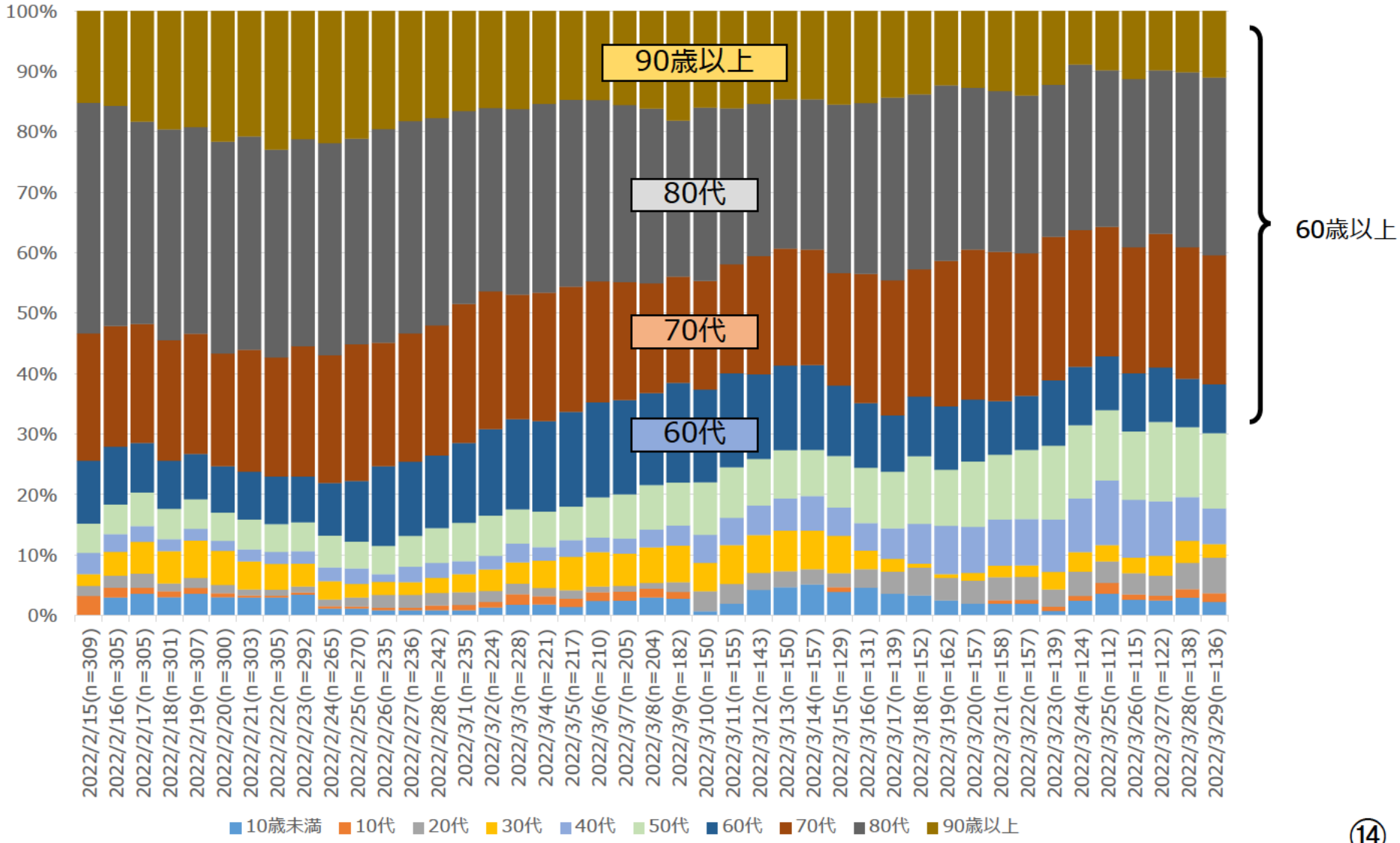

県モニタリング指標及び政府指標の状況

		医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況		
		①病床のひっ迫具合			②人口10万人あたりの療養者数	③PCR陽性率	④直近１週間の人口10万人あたりの新規感染者数	⑤直近１週間と先週１週の比較	⑥感染経路不明割合
		入院医療		うち重症者用病床					
		確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率					
レベル2	感染拡大阻止宣言	30%以上	-	-	-	-	8人以上	-	-
	緊急警戒宣言	30%以上	-	20%以上	-	-	15人以上	-	-
レベル3	まん延防止等重点措置	50%超		50%超	**病床使用率等に基づき、医療提供体制のひっ迫度をふまえ総合的に判断**				
	緊急事態宣言								

（三重県の状況）

1/21時点	28.1%	6.2%	0.0%	118.74人	PCR等陽性率 7.10% (1/8~1/14)	100.78人	2.81倍	27.8% (1/14~1/20 速報値)
2/14時点	53.6%	4.9%	9.6%	330.80人	PCR等陽性率 20.5% (1/29~2/4)	275.21人	0.96倍	35.9% (2/6~2/12 速報値)
3/22時点	30.0%	5.0%	13.5%	177.55人	PCR等陽性率 23.5% (3/5~3/11)	145.85人	0.76倍	36.5% (3/15~3/21 速報値)
3/29時点	26.0%	4.0%	11.5%	191.72人	PCR等陽性率 21.8% (3/12~3/18)	175.06人	1.20倍	44.7% (3/22~3/28 速報値)

○政府新型コロナウイルス感染症対策分科会「新たなレベル分類の考え方」
レベル０…感染者ゼロレベル。新規陽性者数ゼロを維持できている状況。
レベル１…維持すべきレベル。安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
レベル２…警戒を強化すべきレベル。新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル３…対策を強化すべきレベル。一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル４…避けたいレベル。一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。

資料２

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』ver.１５

～県民の皆様へ　命と健康を守るために～

令和４年３月３０日

（令和４年４月４日から適用）

三重県

はじめに

令和4年3月6日をもって「三重県まん延防止等重点措置」を終了し、その後、感染が再び拡大することを抑え込むために「再拡大阻止重点期間」として取り組みを行ってまいりました。

直近の感染状況をみると、新規感染者数は減少傾向が確実なものとはなっていないものの、病床使用率は 20%台で推移するとともに、高齢者など重症化リスクの高い入院患者も減少傾向が続いており、すぐに医療提供体制のひっ迫につながる状況ではありません。

また、全国の状況をみると、医療への負荷の低下が見られていることから18都道府県において３月 21 日まで適用されていた「まん延防止等重点措置」が終了されました。新規感染者数は緩やかな減少が続いているものの、下げ止まりや増加がみられる地域もあります。

このように第6波が完全に収束したとはいえない状況ではあるものの、感染防止対策を行いながら、社会経済活動を行っていく必要があるため、4月3日をもって「再拡大阻止重点期間」は終了したうえで、現在の感染状況に合わせた感染防止対策に取り組むため「三重県指針」を改定いたします。

県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、感染の再拡大により、医療提供体制のひっ迫につながらないよう、「『三重県指針』ver.15」により感染防止対策の取組の継続をお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、引き続きのお願いとなりますが、マスクの着用、手指消毒など基本的な感染防止対策とともに、「マスク会食」「黙食」の実践など感染リスクの高い場面ではしっかりと感染防止対策をとっていただくなど、日常生活と感染防止対策の両立をお願いいたします。また、ワクチン接種については、2回目接種から時間が経過すれば重症化予防効果が低減しますので、3回目接種の機会を積極的に活用していただくようお願いいたします。

事業者の皆様におかれましては、業種別のガイドラインなどによる感染防止対策を徹底いただき、社会経済活動を維持しながらの感染拡大防止にご協力をお願いします。

県としても、感染再拡大の防止に向け対策を進めてまいりますので、引き続き、県民の皆様、事業者の皆様も一緒に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令 和 ４ 年 ３ 月 ３０ 日
三重県知事　一見 勝之

１．県民の皆様へ[1]

（１）感染防止対策の基本的な考え方

〇皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。

〇密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集場所・密接場面のいずれか１つでも当てはまる場面は回避するとともに、人と人との一定の距離を確保（２m程度）することが重要です。

〇新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による消毒などの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

〇マスク着用にあたっては、すき間ができないようしっかりと着用してください。
また、品質の確かなマスクを使用し、できれば不織布マスクの着用をお願いします。

〇夏季における冷房や冬季における暖房の使用時においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）が必要です。

〇なお、夏季においては、屋外で気温が高い場合は、人との間隔を２m以上とりマスクを外すなど熱中症に注意をお願いします。

（２）『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

〇「人との間隔は、できるだけ２m（最低１m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、１人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』(参考資料１)を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。

〇県内でも『感染リスクが高まる「５つの場面」』に該当する環境において、感染が広がった事例が多数あります。特に、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、飲食店以外の路上や公園などの屋外も含め、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。
（参考資料２『感染リスクが高まる「５つの場面」』参照）

〇同居家族以外と飲食をする場合は、食事中であっても会話をする際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」の実践をお願いします。

〇飲食の際には、「なるべく普段一緒にいる人と行う」、「深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量とする」、「箸やコップは使いまわさない」、「正面や真横は避けて座る」などの工夫をお願いします。

---

[1] 以下の記述において「特措法第 24 条第９項に基づく協力要請」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第９項に基づく協力要請のことを指します。
特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第 11 条第１項に基づき協力をお願いするものです。(「２．県外の皆様へ」を除く)

〇飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いします。
〇家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
〇特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化のリスクが高いため、感染防止対策を徹底いただくとともに、周囲の方におかれましても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、マスクの着用など特に感染防止対策をお願いします。
〇感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
〇新型コロナワクチンは発症や重症化を予防する効果が認められていますので、希望される方は接種機会の積極的な活用をお願いします。若い世代の方においても、こうした効果等についてご家庭で話し合いを行うなど、接種についてご検討をお願いします。
〇ワクチンを接種された方についても、新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症せずに感染を広げてしまう可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
〇多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）
電話：080-3300-8077　（平日及び日曜日　9:00～17:00）

（３）移動について

〇緊急事態宣言やまん延防止等重点措置[2]が発出されている都道府県へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。
〇上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただくとともに、感染防止対策の徹底をお願いします。併せて、移動先においても、マスクなしでの会話や大人数や長時間におよぶ飲食など、感染リスクの高い行動は控えていただくようお願いします。
〇県内での移動の際は、『新しい生活様式』を実践するなど基本的な感染防止対策を徹底するとともに、『感染リスクが高まる「５つの場面」』について特に注意をお願いします。また、施設等を利用する際は、業種別ガイドライン等を遵守した施設等の利用をお願いします。

---

[2] 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域についてはホームページ等でご確認ください。
https://corona.go.jp/（内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ）

（４）「安心みえるLINE[3]」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）[4]」の活用

○「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることが期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえるLINE」のＱＲコード[5]が掲示されている場合は、そのＱＲコードを読み込んでください。

（５）飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

○県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』[6]」を運用しています。飲食や観光の際は、認証店、認証施設の積極的な利用をお願いします。

※認証店舗はホームページに掲載しています。　https://mieria.kankomie.or.jp/eat/

２．県外の皆様へ

（１）移動について

○緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県にお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

○その他の地域にお住まいの方については、本県へ移動の際はお住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。また、移動後も感染リスクの高い行動は控えていただくとともに、体調が悪い場合は移動を避けていただくようご協力をお願いします。

３．事業者の皆様へ

（１）基本的な感染防止対策の徹底

○業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料３（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

【特措法第24条第９項に基づく協力要請】

○特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。

---

[3] 「安心みえるLINE」は、施設・イベント等において掲示されたＱＲコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

[4] 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

[5] ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

[6] 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

○集団感染等のリスクが相対的に高い高齢者施設や社会福祉施設等、県内や全国でクラスターが発生している施設においては、職員へのワクチン接種の推進や、業務の特性に応じた感染防止対策を改めて徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策について職員や利用者への注意喚起を行ってください。

また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力について、職員や利用者への周知・徹底をお願いします。

○高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。また、若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、『感染リスクが高まる「５つの場面」』について特に注意するなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。

○20 歳未満の若い世代においても感染者が多く発生していますので、学校等においても、感染防止対策の徹底をお願いします。

○食事や休憩、職場への送迎バス、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、『感染リスクが高まる「５つの場面」』について特に注意するなど感染防止対策について従業員に対し周知・徹底をお願いします。

○社員寮など共同生活の場において、食堂、風呂、炊事場など共用スペースにおける密の回避、室内の換気の徹底、体調不良の居住者はなるべく別室で休養させるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

●三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ　For foreign residents」
（https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm）

●三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」（https://mieinfo.com/ja/）

●厚生労働省　新型コロナウイルス感染症について
（https://www.covid19-info.jp/）

●内閣官房　新型コロナウイルス感染症対策（https://corona.go.jp/）

○普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。

〇在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
〇集客施設等においては、「密」な状況とならないよう対策を講じるとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
〇式典や研修会等の行事を実施する場合は、人と人との距離を確保するなど基本的な感染防止対策をお願いします。
〇労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について周知をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人を雇用する事業所への丁寧な周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発や外国人技能実習機構等を通じた情報発信をお願いします。
〇市町においては、住民への感染防止対策の周知を図る中で、特に情報が届きづらい外国人住民の方々に対し感染防止対策の情報がしっかりと伝わるよう配慮をお願いします。

（２）感染防止対策にかかる認証制度等の活用
〇飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。特に、飲食店については、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」等を実施する際に、認証店において営業時間短縮の制限緩和を行う場合がありますので積極的な活用をお願いします。

（３）「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)」の活用
〇県内においても、カラオケや飲食店など、不特定多数の方が利用される施設での感染事例がみられます。「安心みえるLINE」は、利用者の特定が難しい場面において有効なシステムですので、不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にＱＲコードの掲示をお願いします。
〇従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)」の活用について周知いただくようお願いします。

４．偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

〇感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。

〇県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

〇治療にあたっている医療従事者、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。

〇感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスク等の着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

〇ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対行わないでください。

〇ＳＮＳ等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチン接種の進展に伴い、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報[7]をご確認ください。

〇新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口　　電話:059-233-5500
9:00～17:00　※土日、祝日を含む毎日
●法務省（みんなの人権 110 番）　電話:0570-003-110
8:30～17:15　※平日

Citrus Ribbon
PROJECT

たとえウイルスに感染しても、
だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に
三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

[7] みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト　https://covid19-vaccine.mie.jp/
厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html　など

５．モニタリング指標

〇県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、確保病床使用率、入院率、重症者用病床使用率、療養者数、ＰＣＲ検査件数、ＰＣＲ検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明割合、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

今後の感染拡大時の対応については、第６波における感染拡大の状況や政府基本的対処方針等をふまえ、改めて検討します。

参考資料1

新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な 新しい三重県 へ

（1）一人ひとりの基本的感染対策

● 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

☑ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）あける

☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は
症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意

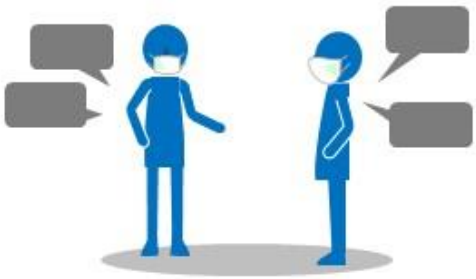

☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
（手指消毒薬の使用でもOK）

☑ 高齢者や持病のある方（重症化リスクの高い方）と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
☑ 地域の感染情報に注意する

☑ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする
接触確認アプリの活用も

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

☑ こまめに手洗い・手指消毒
☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
☑ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）
☑ 三つの『密』（密集、密接、密閉）の回避
☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行

☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養

三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部 Mie Covid-19 Task Force

「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

（3）日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

☑ 通販も利用
☑ 一人または少人数ですいた時間に
☑ 電子決済の利用
☑ 計画をたてて素早く済ませる
☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
☑ レジに並ぶときは、前後にスペース

● 娯楽、スポーツ

☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔を もしくは自宅で動画を活用

☑ ジョギングは少人数で
☑ すれ違うときは距離をとるマナー
☑ 予約制を利用してゆったりと
☑ 狭い部屋での長居は無用
☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

☑ 会話はひかえめに
☑ 混んでいる時間は避けて
☑ 徒歩や自転車利用も併用

● 食事

☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも

☑ 屋外空間で気持ちよく
☑ 大皿は避けて、料理は個々に
☑ 対面ではなく横並びで座ろう
☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

● イベント等への参加

☑ 接触確認アプリの活用を
☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

☑ テレワークやローテーション勤務

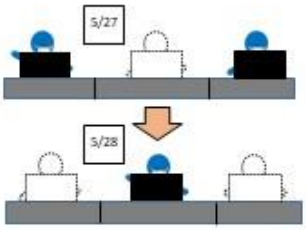

☑ 時差通勤でゆったりと
☑ オフィスはひろびろと
☑ 会議はオンライン
☑ 対面での打ち合わせは換気とマスク

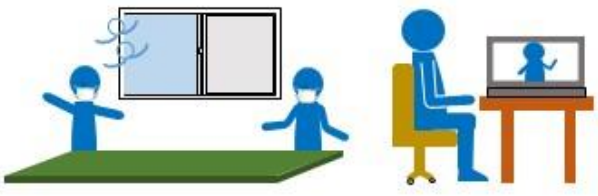

三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部
Mie Covid-19 Task Force
Mie Prefectural Government

参考資料2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力**が**低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染**の**リスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間**での**共同生活**は、**閉鎖空間**が**長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所**が**切り替わる**と、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。

令和２年 10 月 23 日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を基に作成

参考資料3（事業所における感染防止対策）

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」（密閉・密集・密接）の防止	換気を行うこと（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること）
	人と人との距離を適切にとること（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、オンライン会議を活用）
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	長時間の密集を避けること（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒（複数人が触る箇所の消毒）
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止（オンライン会議などを活用）、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

１．共通事項

・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ２ｍを目安に）する。
・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
・施設の換気を行う。（２つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）
・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）
・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）
・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
・休憩スペースは常時換気することに努める。
・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ごみの廃棄）
・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

（清掃・消毒）
・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

（その他）
・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

２．遊技施設等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

３．商業施設・対人サービス業等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

４．劇場、集会・展示施設等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

５．博物館等

・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

６．食事提供施設等

・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
・酒類の提供時間についても配慮する。

７．運動施設、公園等

・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保する。
・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

●感染防止チェックシート

（飲食店用）

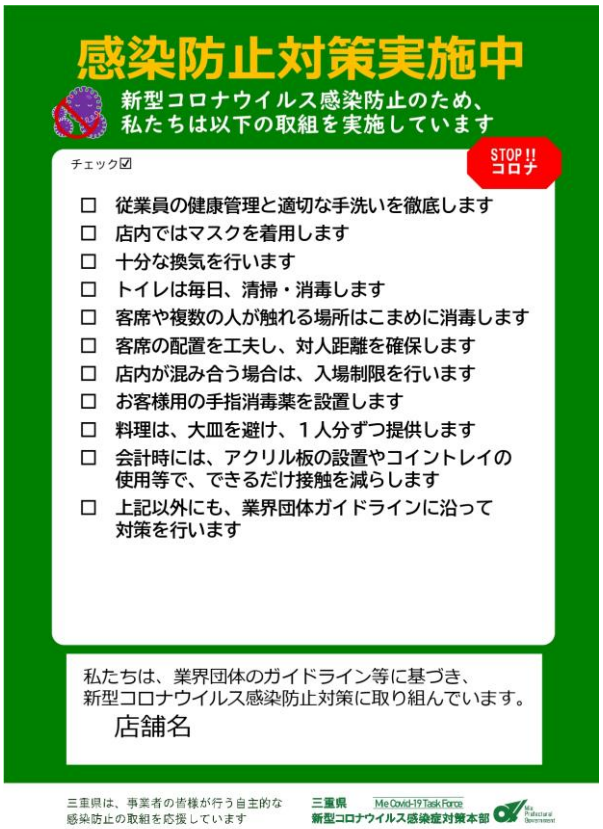

（カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用）

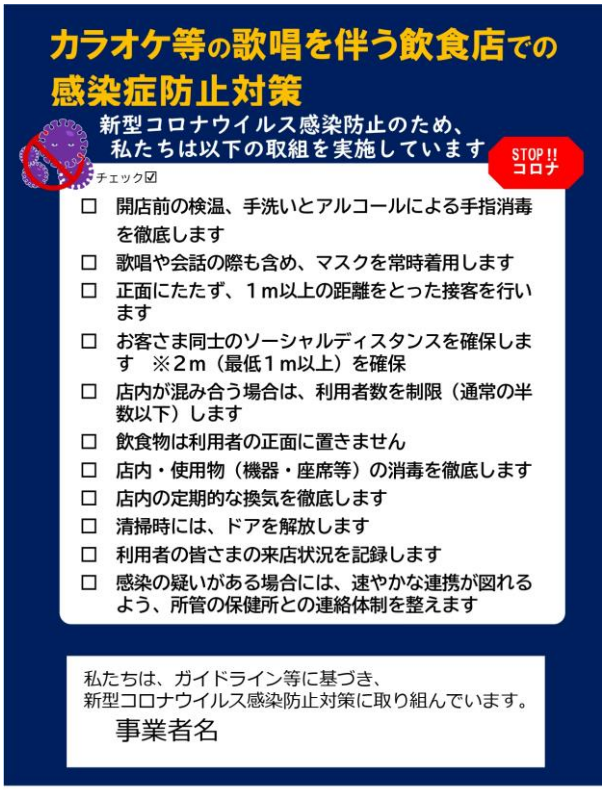

（一般事業者用）

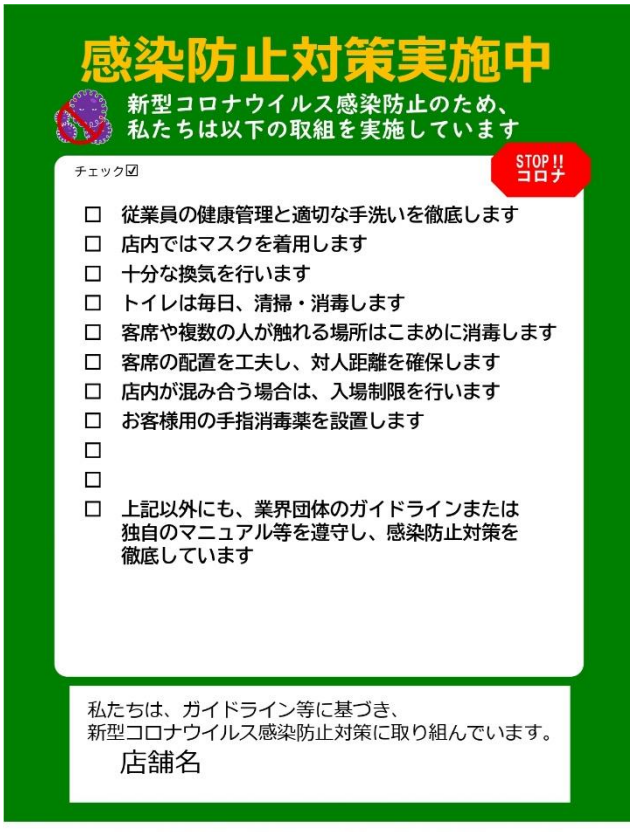

●安心みえる LINE 掲示例

（ご登録いただくと個別の施設名、ＱＲコードを記載した上記のチラシをプリントいただけます）

資料３

新型コロナウイルス感染症
拡大防止に向けた

『三重県指針』ver.１５【別冊】
イベントの開催基準等

１　適用期間

イベントの開催基準等は、令和４年４月４日（月）から当面の間、次のとおりとします。

なお、今後、国の方針に変更があった場合等は、当基準等についても変更を行います。

２　イベント参加者の皆様へ

○「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)」をイベント参加前にスマートフォン等にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるＬINE」のＱＲコード[1]の掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。

○イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。

○イベントに参加する際は、原則としてマスク（不織布マスクを推奨）を着用し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。

○特に、主催者の存在しない季節の行事などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底してください。

○イベント前後の移動や食事等においても基本的な感染防止対策を徹底するとともに、できるだけ直行直帰をするなどして感染リスクの低減を心がけてください。

３ イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

【特措法第 24 条第９項に基づく協力要請】

（１）イベント開催の基準

ア　感染防止安全計画を策定する場合（参加人数が 5,000 人超かつ収容率が 50%超）

※大声なしのイベントのみ(大声ありのイベントは後述「イ　それ以外の場合」参照)

「イベント開催等における必要な感染防止対策」（別紙１）の各項目を着実に実施するため、イベント主催者等が具体的な感染防止対策を記載する「感染防止安全計画」（別紙２－１）を策定し、県による確認を受けた場合の人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

この場合、イベント主催者及び施設管理者の双方は、別紙１の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

---

[1] ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（ア）人数上限	（イ）収容率上限
収容定員まで	100%以内（大声なしが前提） 収容定員がない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

（注）「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することとします。

（大声の具体例）

・観客間の大声・長時間の会話

・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など

（スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たりません。）

※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さないイベントは「大声ありのイベント」に該当します。

〇具体的な手続は次のとおりです。

① 「感染防止安全計画」の策定・提出

・別紙２-１「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の２週間前までを目途にメールにより県へ提出してください。（県がその内容を確認し、必要に応じて助言を行います。）その際、併せてイベントの概要がわかる計画書等（既存資料等）も提出してください。（後述するチェックリストの作成・公表は不要です。）

※それぞれの対策について、イベントの規模に対して妥当性や実効性があるかが判断できるよう、具体的な数量・頻度・箇所、実際に実行できる体制・運用ルール等について、計画に記載または資料を添付してください。

・感染防止安全計画の提出後に計画の変更が必要になった場合には、速やかに県へ連絡・相談し、イベント開催日直前の連絡となることがないようにしてください。

② 「イベント結果報告書」の作成・提出

・イベントの終了後は別紙２-２「イベント結果報告書」を作成し、イベント終了から１か月以内を目途にメールにより県へ提出してください。

・問題が発生（クラスター発生、感染防止対策の不徹底等）した場合は、上記に関わらず、直ちに結果報告書を県へ提出してください。

【提出先】

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
電話:059-224-2352　メール：kansenta@pref.mie.lg.jp
9:00～17:00　※月～金（祝日除く）

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が5,000人を超える規模のイベントを開催するときは、原則として感染防止安全計画を提出してください。

（注）まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合について
・三重県にまん延防止等重点措置が適用された場合において、感染防止安全計画を策定し県による確認を受けたときの人数上限は収容定員までとします。
・三重県に緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定し県による確認を受けたときの人数上限は 10,000 人とします。
・その場合でも、感染防止安全計画に「全員検査」の実施計画を記載することにより、人数上限を収容定員までとすることができます。
・全員検査の実施計画を含まない感染防止安全計画について県の確認を受けたのち、三重県に緊急事態宣言が適用され、その期間中にイベントを開催することとなった場合は、必要に応じて全員検査の実施計画を県へ提出してください。
・感染状況を鑑み、全員検査による人数上限の緩和を行わないことがありますのでご留意ください。

イ　それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しない場合における人数上限及び収容率上限は次のとおりとします。

（ア）人数上限	（イ）収容率上限	
○収容定員 10,000 人超の場合 ⇒ 収容定員の 50% ○収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒ 5,000 人 ○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 後述	大声なしのイベント 100%以内 収容定員がない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保	大声ありのイベント 50%以内 収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）を確保

※（ア）（イ）の人数のいずれか小さい方を限度とします。
※「大声」の定義は「ア 感染防止安全計画を策定する場合」の（注）と同様。

イベント主催者及び施設管理者の双方は、「イベント開催等における必要な感染防止対策」（別紙１）の対策を行ったうえでイベントを開催してください。

また、「感染防止対策チェックリスト」（別紙３）を作成し、ホームページや会場への掲示等により公表するとともに、チェックリストはイベント終了日から１年間保管してください。

なお、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合は、上記の対策に加え、当該ガイドラインに則った対策を行ってください。

（ア）人数の上限

収容定員が設定されている場合、「5,000 人または収容定員の 50%のいずれか大きい方」を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、後述（イ）の収容定員が設定されていない場合と同様とします。

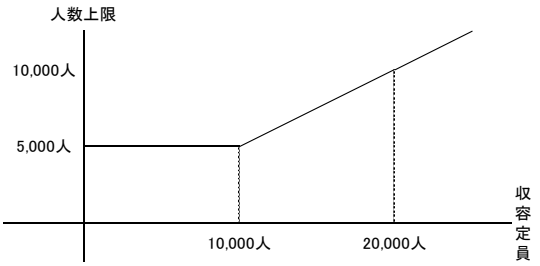

（イ）収容率の上限

大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

○大声なしのイベント

別紙１の対策を徹底し、別紙３のチェックリストの作成・公表を前提として

・収容定員の 100%を上限とします。

・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう、人と人とが触れ合わない間隔を空けてください。

○大声ありのイベント

別紙１の対策を徹底し、別紙３のチェックリストの作成・公表を前提として

・収容定員の 50%を上限とします。

・固定席がある場合は座席を前後左右の１席は空けることとします。

・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）を空けてください。また、その維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。

・大声ありのため参加人数を収容定員の 50%以内に抑える場合でも、大声を最小限に抑える工夫や感染リスクを低減する対策を行ってください。

※固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合で、参加人数が 5,000 人以下の規模のイベントを開催するときは、別紙３のチェックリストを作成・公表してください。

（注）まん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合について

・三重県にまん延防止等重点措置または緊急事態宣言が適用された場合において、感染防止安全計画を策定しないときの人数上限は 5,000 人とします。（収容率上限は変更ありません。）

（２）イベントにおける飲食について

○飲食を伴う、または飲食が可能であるイベントについては、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては飲食の自粛を求めてください。

ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではありません。

○酒類を提供する場合には、飲酒による大声等を防ぐ具体的な対策を講じるとともに、問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等を行うこととし、その旨を参加者に事前に周知してください。

※入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握のため、接触確認アプリ（COCOA）や「安心みえる LINE」を活用してください。

（安心みえる LINE）

https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm

【　以下、別紙１～別紙３は割愛しています。　】